

横浜市瀬谷スポーツセンター

指定管理者選定委員会

報告書

平成22年 9月

1 経緯

横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の選定にあたり、横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、事業者から提出された応募書類の審査や公開プレゼンテーションの開催を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、応募者の順位を決定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 委員

委員長 具志堅 幸司（日本体育大学 教授）
委員 佐藤 夏枝（瀬谷区青少年指導員連絡協議会 地区長）
委員 中村 昌代（瀬谷区民生委員児童委員協議会 地区会長）
委員 長谷川 利通（瀬谷区体育指導委員連絡協議会 地区副長）
委員 町田 準市（税理士）

3 審査の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 (指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討)	平成22年5月27日(木)
現地見学会兼公募説明会(参加11団体)	平成22年6月8日(火)
公募要項等に関する質問受付(20件)	平成22年6月9日(水)～ 6月14日(月)
公募要項等に関する質問に対する回答	平成22年6月18日(金)
提案書類の受付(6団体)	平成22年7月15日(木)・16日(金)
●第2回横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 (書類審査:6団体)	平成22年8月6日(金)
●第3回横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 (公開プレゼンテーションおよび審査:4団体)	平成22年8月18日(水)

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市瀬谷スポーツセンター第2期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、第1次審査において応募団体から提出された応募書類を審査し、4団体に絞り込みました。そして、第2次審査では公開プレゼンテーションにおいて、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者及び次点候補者選定のために順位を決定しました。

なお、点数については、各委員100点を持点とし、その平均点を評価点としました。

＊ 評価基準項目及び配点

(1)安定的な経営姿勢・運営実施体制（15点）
ア施設の管理運営の基本方針 イ基本方針を実施する為の目標及び実施策 ウ安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）
(2)施設の平等・公平な利用の確保（5点）
公共性、平等・公平性に基づいた利用の確保
(3)コンプライアンス（5点）
個人情報保護、情報公開、法令遵守
(4)施設の効用の最大限発揮（30点）
ア利用者本位のサービス提供 イ広報・利用促進活動 ウスポーツ教室等の計画 エ利用者への支援 オ自主事業の計画 カ業務履行体制
(5)管理運営経費（15点）
ア効率的な管理運営 イ事業予算の計画 ウ適正な委託・調達・雇用
(6)施設管理（5点）
施設のメンテナンス及び環境保持・環境配慮
(7)安全管理（5点）
ア緊急時への備え イ補償体制
(8)地域との協力（15点）
ア地域におけるスポーツ振興事業等 イ地域貢献
(9)モニタリング（5点）
自己評価・第三者評価
合計点数（100点）

※その他特記加点・減点事項の（加減5点）

5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

参考:横浜市瀬谷スポーツセンター第2期指定管理者公募要項

6 応募に関する事項

(1)応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体(以下「団体」という。)で、個人は認めません。

(2) 欠格事項

- 次に該当する団体は、応募することができません。
- ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
 - イ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - エ 地方自治法施行令第 167 条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
 - オ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体であること
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿(様式4)」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
 - キ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮を受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)
 - ク 本施設を、指定期間に渡り、安定的に管理することの可能な、ノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていないこと
 - ケ 現在、役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいること

6 応募団体

6 団体から応募がありました。(五十音順)

株式会社エグゼクティブプロテクション
住友不動産エスフォルタ株式会社
B S Cグループ
日本環境マネジメント株式会社
丸誠・フクシ・エンタープライズグループ
財団法人横浜市体育協会

7 第1次審査結果

第1次審査において、書類審査を行いました。応募団体が6団体であり、5団体以上だったため、公募要項に基づき4団体に絞り込みを行いました。欠格事項に該当する団体はなかったため、4団体が第1次審査を通過しました。

*第1次審査通過団体(五十音順)

住友不動産エスフォルタ株式会社
日本環境マネジメント株式会社
丸誠・フクシ・エンタープライズグループ
財団法人横浜市体育協会

8 第2次審査結果

第2次審査において、公開プレゼンテーション、質疑を行い、選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の順位、得点となりました。

- 1位 財団法人横浜市体育協会
2位 丸誠・フクシ・エンタープライズグループ

* 得点

項目	1位	2位
(1)安定的な経営姿勢・運営実施体制（15点）	13.4	12.2
(2)施設の平等・公平な利用の確保（5点）	4.4	4.0
(3)コンプライアンス（5点）	4.2	4.0
(4)施設の効用の最大限発揮（30点）	25.0	21.2
(5)管理運営経費（15点）	12.6	11.2
(6)施設管理（5点）	4.2	4.2
(7)安全管理（5点）	8.8	8.0
(8)地域との協力（15点）	9.4	7.0
(9)モニタリング（5点）	4.6	4.0
合計点数（100点満点）	86.6	75.8

9 審査講評

(1) 財団法人横浜市体育協会

第1期指定管理者としての実績があり、その実績を踏まえ、提案書は具体的且つ詳細によく書かれており、継続して指定管理者となる強い意欲と心構えが評価できました。また、新たな提案として、あらゆる世代に向けた様々な教室開催策など、実績に甘んじることなく高い目標を掲げ、積極的に取り組む姿勢も高く評価することができました。

今後、数多く提案された新たな事業を、如何に取り組み実行していくかが大変気になる点ではあります。また、経費や施設利用の仕方、継続事業の内容をなども、第1期運営の単なる延長、継続に陥ることなく、高い目標を掲げて一層の努力を期待します。

(2) 丸誠・フクシ・エンタープライズグループ

提案内容には具体性があり、瀬谷区の現状と課題をしっかりと踏まえた上で、瀬谷区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターの指定管理者となる意欲が十分に感じられました。共同事業体として、それぞれの団体の蓄積されたノウハウや得意分野での高い専門性を生かした施設の管理・運営への提案は評価できました。

しかし、目標や取り組みは堅実で、実現性は期待できるものの、大きく瀬谷区民の利用度を増やす工夫が、1位の団体に比べて足りないとの指摘がありました。全体的に、内容が堅実な分、強く訴えてくる力が弱い無難な提案内容となったという印象が拭えず、点数が伸びませんでした。

10 総評

6団体からの応募があり、応募団体毎の様々な提案内容がありました。第1次審査、第2次審査ともに時間をかけ、議論を重ね厳正に審査をした結果、指定候補者及び次点候補者を決定することができました。結果として、1位とそれ以下の団体の得点に大きく差がつかしました。全ての

委員が財団法人横浜市体育協会を1位としたことから、提案内容の具体性や新たな取り組みへのチャレンジ精神や意欲などが高く評価できたことが分かります。これは高い期待の表れでもあります。財団法人横浜市体育協会が指定管理者となった場合は、今回の評価に慢心することなく、利用者サービスの向上、効率的な施設運営管理等に、真摯に、そして積極的に取り組んでほしいと思います。

提案書については、それぞれ団体の工夫と意欲がみられましたが、公募要項であらかじめ定めた「評価基準項目」についての具体的な記述のない提案書、また間違った解釈のもと記述している提案書もありました。公の施設であるスポーツセンターの指定管理者になるための提案書ということ十分に理解し、公募要項や業務の基準等の内容を十分に把握していれば、防げたはずのミスだったと思います。

また、単純に様式の誤記、脱落などの初歩的なミスも散見されました。事前に公募要項、業務の基準、様式等を十分に吟味した上で、正確で具体的な記述をお願いしたいと思います。